

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月4日 15時20分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良 ^{きたひら} 東方沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位221°630m付近 （概位 北緯35°13.5′ 東経135°57.5′）
事故の概要	水上オートバイ ^{アールエックスステイ} RXT-Xas260RS ^{アールエス} は、航行中、また、水上オートバイかーくん丸は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ RXT-Xas260RS、0.2トン 240-66837奈良、個人所有 B 水上オートバイ かーくん丸、0.1トン 250-55794奈良、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊 B 船長B、特殊
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船尾部に擦過傷 B 左舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首方で進行中のB船の左舷側に接舷しようとして、船首方を左方に向けて微速力前進で接近中、A船の右舷船尾部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、砂浜に同乗者を降ろすこととして微速力前進で進行し、周囲に接近する他船がないと思い、船尾側を砂浜に向けることとして左転中、左舷後方から接近するA船と衝突した。 B船の最後尾に着席していた同乗者は、舷外に出していた左足をA船とB船との間に挟まれ、左下腿打撲を負った。
分析	A船は、B船の左舷側に接舷するつもりで左舷後方から微速力前進で接近中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、微速力前進で航行中、船長Bが、接近する他船がないと思い、左転していた際、B船の左舷後方から接近するA船と衝突した

	ものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が、共に惰力で航行中、互いに接近したことにより、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 旋回する際は、旋回方向の他船等の有無及び動向に注意すること。・ 船長は、接舷する際、他船等の動向に注意するとともに、水上オートバイの乗船者の足が挟まれないよう注意すること。